

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症に係る 施設の感染対策徹底の要請等について

兵庫県内で、感染力が強い「オミクロン株」の市中感染が確認されました。
感染再拡大を防止するため、下記の通り感染対策の徹底等について要請します。

記

1 期 間 令和3年12月30日(木)から

2 対象地域 兵庫県全域

3 要請内容

[特措法第24条第9項等に基づく]

(1) 多数利用施設

種類・施設例	内容
<ul style="list-style-type: none"> 遊技施設 [パチンコ屋等] 遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等] 商業施設(生活必需物資を除く) サービス業(生活必需サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 業種別が「トライイン」等に基づく感染対策の徹底を要請 酒類提供^(※1)の場合は、「一定の要件」^(※2)を満たすことを要請 <p>ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること(新型コロナ対策適正店認証店舗において、<u>同一テーブル4人以内を推奨</u>等)</p>

(2) イベント関連施設

種類・施設例	内容
<ul style="list-style-type: none"> 劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等] 集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等] ホテル・旅館(集会の用に供する部分) 運動施設・遊技施設 [体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等] 博物館等 	<ul style="list-style-type: none"> イベント開催制限の要件^(※3)を準用した施設の運用を要請(施設でイベントが開催される場合) 業種別が「トライイン」等に基づく感染対策の徹底を要請 酒類提供^(※1)の場合は、「一定の要件」^(※2)を満たすことを要請 <p>ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること(新型コロナ対策適正店認証店舗において、<u>同一テーブル4人以内を推奨</u>等)</p>

※1 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※2 アクリル板の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用^(※3)の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内(同居家族や介助者等を除く)

※3 イベント開催制限の要件

「イベント開催等における「感染防止安全計画」について(概要)」参照

区分	「感染防止安全計画」策定 (5,000人超かつ収容率50%超)	左記以外の催物
人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容率50%のいずれか大きい方
収容率	100% (「大声なし」が前提)	「大声なし」100%、「大声あり」50%

* 「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

お問い合わせ先

◆兵庫県措置要請等相談窓口

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 4 8 0 受付時間：平日 9時～17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html